

Harmony通信言

vol.205
2022.03

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232

河津桜:花鳥様

■改正育児・介護休業法

～令和4年4月1日より段階的に実施

【下記のスケジュールで順次施行されます】

①令和4年4月1日から

- ・妊娠・出産を申し出た労働者に個別の周知・意向の確認
- ・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
- ・有期雇用者の育児・介護休業取得要件緩和

②令和4年10月1日から

- ・産後パパ育休の創設
- ・育児休業の分割取得
- ・社会保険料の免除要件の変更

③令和5年4月1日から

- ・育児休業取得状況の公表義務化
- ※労働者1,000人超えの事業所のみ

【令和4年4月からの改正ポイント】

(1) 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

＜周知事項(すべて行う必要があります)＞

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度
- ② 育児休業・産後パパ育休の申出先
- ③ 育児休業給付に関すること(制度内容等)
- ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱い

＜個別周知・意向の確認方法 下記のいずれか＞

- ・面談(オンライン可)・書面交付・FAX
- ・電子メール等

※FAX・メールは労働者が希望した場合のみ

(2) 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

下記のいずれかの措置の実施が必要です。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制整備(相談窓口設置)
- ③ 自社労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

(3) 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件緩和

これまで有期雇用者の育児・介護休業の取得の要件は、「引き続き雇用された期間が1年以上」とされておりましたが、これが廃止されます。ただし、これまでの無期雇用者と同様に、労使協定を締結することにより、「入社1年未満の労働者」を対象外とすることが可能です。

～令和4年10月以降の法改正情報も

順次ご案内いたします～

編集後記

2022年の春がすぐそこまできています。今月の表紙は、満開の河津桜(写真提供・花鳥様)で飾りました。桜の開花が待ち遠しいですね。さて、個人的に桜の写真で真っ先に思い出すのは、震災直後にお届けした2011.3月号のHarmony通信の表紙です。あの日、様々な物が散乱し、收拾がつかなくなった室内を片付け、電気が通った事務所で業務を再開し、すぐに門田陽子が作り上げた当時のHarmony通信。門田陽子が撮影した桜の並木道の写真と短い言葉の中に、どんな困難な状況となっても皆様に寄り添い、共に復興を目指す決意を感じました。あれから約10年、今度は別の困難が、国内のみならず、世界中を席卷することになるうとは思いませんでした。しかし、どんな状況となっても私達が「心は温かく、頭は冷静に」歩みを進める姿勢が変わりはありません。

旅立ちからまもなく1年です。社会保険労務士の門田陽子が遺した言葉たちを改めてかみしめようと思います。(A)

TOPICS

■雇用調整助成金特例措置の延長

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応として講じている雇用調整助成金の特例措置の内容について、令和4年4月以降も、6月末まで現行の内容を延長する方針を表明しました。

尚、令和4年7月以降の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)」に沿って、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、5月末までに改めて通知される予定です。

■小学校休業等対応助成金・支援金の延長

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応として講じている小学校休業等対応助成金・支援金の内容について、令和4年4月以降も、6月末まで現行の内容を延長する方針を表明しました。この延長に伴い、全国の都道府県労働局に設置している「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の設置期間も6月末まで延長される予定です。

■年金手帳の廃止に伴い、令和4年4月から基礎年金番号通知書が交付されます

法改正で年金手帳が廃止となることに伴い、手続きが変わります。変更となる点は下記の通りです。

- (1) 次の場合において、年金手帳に替わり「基礎年金番号通知書」が交付されます
 - ・新たに年金制度に加入する場合
 - ・年金手帳の紛失などにより基礎年金番号が確認できる書類の再発行を希望する場合
- (2) 社会保険加入時事業主への年金手帳等の提出
 - ・令和4年4月1日以降に従業員の採用等により、資格取得の手続きを行う場合、個人番号(マイナンバー)による届出であれば、被保険者本人の年金手帳または基礎年金番号通知書の確認は不要です。※既に年金手帳を持っている場合は、今後も紛失しないように保管してください。

【Harmonyより】

～司法書士事務所が新たに2人体制となりました～

これまで司法書士業務については、門田修の1人体制で行ってまいりましたが、より良いサービスを皆様へ提供するため、このたび野田司法書士事務所の司法書士 野田雄一氏をお迎えしました。今後、司法書士業務のご用命は、門田・野田2人体制で承ります。より一層お引き立ての程、よろしくようお願い申し上げます。

Harmony通信 2022.03

#発行: 2022年3月10日

#編集・構成: 合同会社Melody



合同会社Harmony

Harmony社会保険労務士法人

Harmony司法書士行政書士事務所

住所: 〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38
クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

URL: <https://melody-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

